

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第86条の7 第3条第2項(第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第87条において同じ。)の規定により第20条、第26条、第27条、第30条、第34条第2項、第47条、第48条第1項から第12項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第57条の4第1項、第57条の5第1項、第58条、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条の2第1項若しくは第2項、第61条、第62条第1項、第67条の3第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合(第3条第2項の規定により第20条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。)においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2～4(略)

2 第3条第2項の規定により第20条又は第35条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第87条第4項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第20条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。(ク)

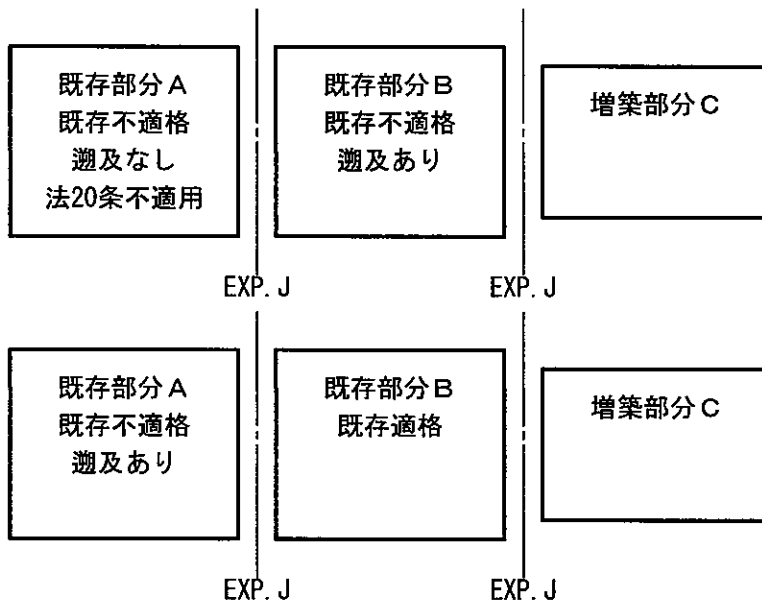
(独立部分)

第137条の14 法第86条の7第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 法第20条第1項に規定する基準の適用上1の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分  
第36条の4に規定する建築物の部分

(別の建築物とみなすことができる部分)

第36条の4 法第20条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める部分は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。



## (基準時)

第137条 この章において「基準時」とは、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、第137条の8、第137条の9及び第137条の12第2項において同じ。）の規定により法第20条、法第26条、法第27条、法第30条、法第34条第2項、法第47条、法第48条第1項から第12項まで、法第51条、法第52条第1項、第2項若しくは第7項、法第53条第1項若しくは第2項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第57条の4第1項、法第57条の5第1項、法第58条、法第59条第1項若しくは第2項、法第60条第1項若しくは第2項、法第60条の2第1項若しくは第2項、法第61条、法第62条第1項、法第67条の3第1項若しくは第5項から第7項まで又は法第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第48条第1項から第12項までの各項の規定又は法第61条と法第62条第1項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

## (構造耐力関係)

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物（同条第1項第一号に掲げる建築物及び法第86条の7第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない部分を除く。第137条の12第1項において同じ。）について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。） 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
  - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 第3章第8節の規定に適合すること。
    - (2) 増築又は改築に係る部分が第3章第1節から第7節の2まで及び第129条の2の4の規定並びに法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
    - (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。
  - ロ 次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。
    - (2) 増築又は改築に係る部分が第3章及び第129条の2の4の規定並びに法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
    - (3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- 二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超え、2分の1を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。
  - ロ 第3章第1節から第7節の2まで（第36条及び第38条第2項から第4項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（法第20条第1項第四号に掲げる建築物である場合に限る。）。
  - ハ 前号に定める基準に適合するものであること。
- 三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。
  - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (1) 増築又は改築に係る部分が第3章及び第129条の2の4の規定並びに法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
    - (2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと
  - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない

建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の2第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第1から第3までに、並びに第二号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第4に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第137条の2第一号イ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第129条の2の4第三号の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第129条の2の5第1項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ 建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4及び令第129条の5（これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）並びに令第129条の8第1項の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。

二 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に定める基準に適合すること。

ロ 特定天井については平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合すること又は令第39条第3項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であって、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあつては、この限りでない。

第2 令第137条の2第一号ロ(3)に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 地震に対して、増築又は改築に係る部分以外の部分の規模及び構造が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であること又は平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であること

とを確かめること。

(1) 法第20条第1項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの 法第20条第1項第二号イ後段に規定する構造計算

(2) 法第20条第1項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの 法第20条第1項第二号イ後段又は第三号イ後段に規定する構造計算

ロ 地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる。

第3 令第137条の2第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 建築物全体が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

(1) 法第20条第1項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの 第2第一号イ(1)に定める構造計算

(2) 法第20条第1項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの 第2第一号イ(2)に定める構造計算

ハ ロの規定にかかわらず、法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造のもの（以下「木造建築物」という。）については、次に定めるところによることができる。

(1) 地震に対して、建築物全体が、第2第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分に限る。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、建築物全体が令第42条、令第43条並びに令第46条第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く。）の規定（平成13年国土交通省告示第1540号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第1から第10までの規定）に適合することを確認することによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

(2) 地震時を除き、建築物全体が、第2第一号イ(2)に定める構造計算（地震に係る部分を除く。）によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、令第46条第4項（表2に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第1から第10までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

ニ ロ及びハの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震時を除いては令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる。

二 建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる。

第4 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。
  - 二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。）が、既存の基礎がべた基礎である場合にあつては1平方メートルにつき20キロニュートン以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあつては1平方メートルにつき30キロニュートン以上であること。
  - 三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。
    - イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。
      - (1) 打設する鉄筋コンクリート（以下この号において「打設部分」という。）の立上り部分の高さは、地上部分で30センチメートル以上とすること。
      - (2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12センチメートル以上とすること。
      - (3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあつては12センチメートル以上とし、布基礎の補強の場合にあつては15センチメートル以上とすること。
    - ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径12ミリメートル以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。
    - ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径9ミリメートル以上の鉄筋を30センチメートル以下の間隔で縦に配置したものとすること。
    - ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ60センチメートル以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ6センチメートル以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。
  - 四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。こと。
- 2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第72条から第76条までの規定を準用する。

## ○国土交通省告示第185号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成18年1月25日

国土交通大臣 北側 一雄

地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2090号は、廃止する。

(別添)

国住指第 3837 号

## 認定書

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、同表の対応する指針の規定の欄に掲げる指針の一部と同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成 25 年 11 月 25 日付け国住指第 2916 号による認定は廃止する。

平成 26 年 2 月 10 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

	耐震診断の方法	対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）	指針第 1 第二号
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）	指針第 1 第一号
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第 1 第二号
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	指針第 1 第二号
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」	指針第 1 第二号
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第 1 第二号
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	指針第 1 第二号
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第一号
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第二号

(10)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1第二号
(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	指針第1第二号
(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」	指針第1第二号
(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	指針第1第二号
(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	指針第1第一号及び第二号

## 耐久性等関係規定

第36条(構造方法に関する技術的基準)

第36条の2(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

第36条の3(構造設計の原則、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震に構造耐力上安全)

第37条(構造部材の耐久、構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽)

第38条1項(基礎の安全性) 5項(基礎ぐいの安全性) 6項(木ぐいの常水面下)

第39条1項(屋根ふき材等の緊結)

### 木造

第41条(木材、節、腐れによる耐力上の欠点)

第49条(外壁内部等の防腐措置等)

### 鉄骨造

第70条(柱の防火被覆)

### 鉄筋コンクリート造

第72条(コンクリートの材料)

第74条(コンクリートの強度)

第75条(コンクリートの養生)

第76条(型わく及び支柱の除去)

第79条(鉄筋のかぶり厚さ)

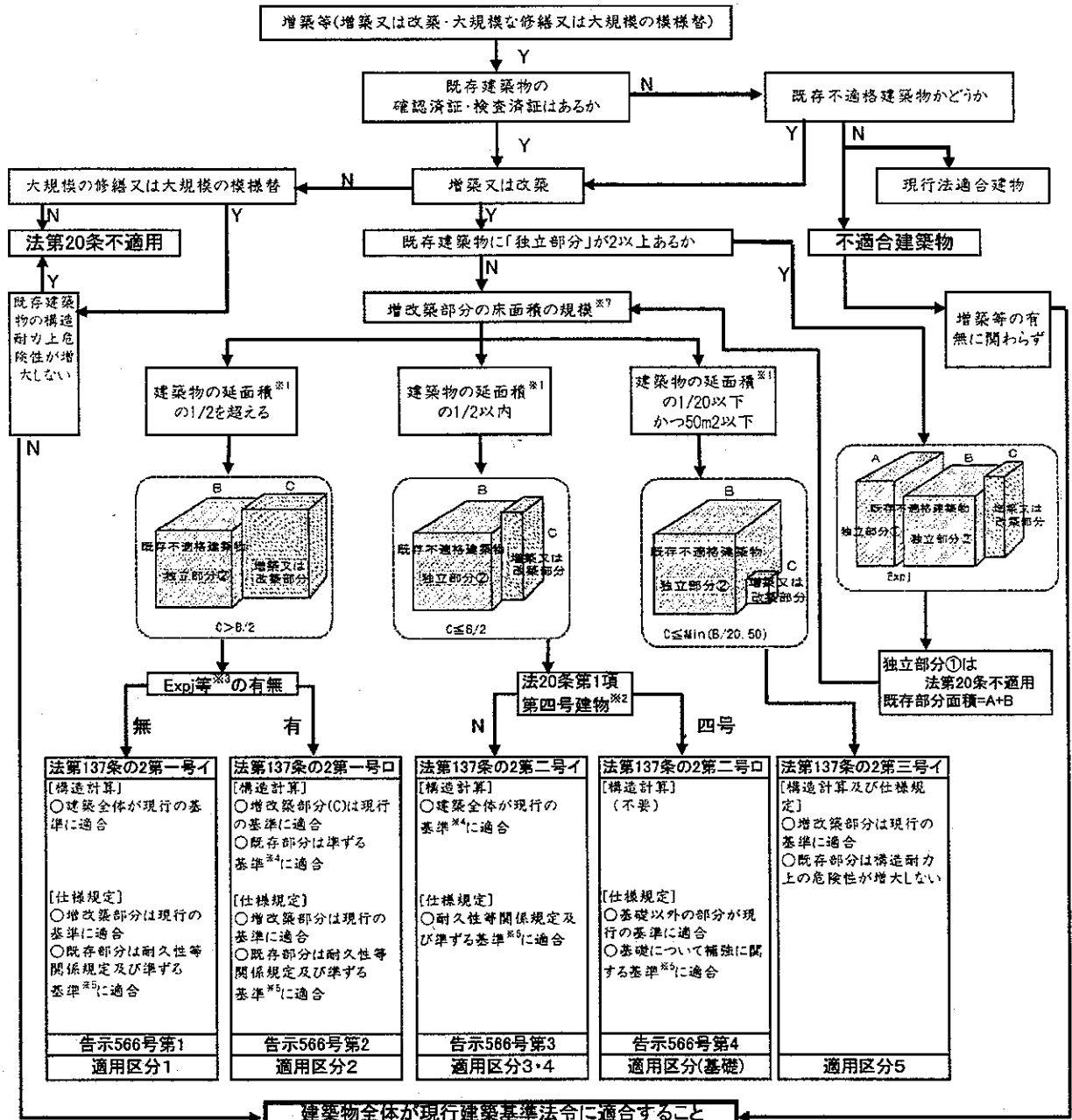
### 鉄骨鉄筋コンクリート造

第79条の3(鉄骨のかぶり厚さ)

### 構造方法に関する補則

第80条の2(構造方法に関する補則)

**法第86条の7第1項、第2項(増築に伴う既存建築物に対する制限の緩和)**



※1 構造関係規定が改正され、改正前は適法であった建築物が改正後の同規定に適合しなくなった時点の面積。

※2 法第20条第1項第四号に掲げる建築物。

※3 相互に応力を伝えない構造方法であるものに限る。

※4 法第20条第1項第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算を行う。

Expjで構造上分離されている場合、増築又は改築に係る部分以外の部分に関しては、地震に関しては耐震診断基準によること、地震以外に関しては令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行うことができる。

※5 屋上突出物、給排水設備、昇降機、屋根葺き材等について、現行規定に準ずる検討を定めている。

※6 立上り部分等を鉄筋コンクリートによって補強する際の基準を定めている。

※7 例えば適用区分(基礎)が選択可能な四号建築物について適用区分1~3のいずれかを適用するなど、より厳しい基準によることは差支えない。

平成17国告第566号においてこれらの具体的な内容が定められている。



## 改正履歴

昭和 46 年	令 38 条 (摩損の防止)⇒(基礎)	異種基礎の併用の禁止、木造平屋以外への常水面上の木ぐいの禁止
	令 39 条 (屋根互等の緊結)、 令 39 条の 2 (板壁の緊結等) ⇒令 39 条 (屋根ふき材等の緊結)	露根・暖壁以外に内装材、広告塔、装飾等を規制対象に加えた。 令 39 条の 2 を削除、昭和 46 年建設省告示第 109 号により 露根・暖壁の風圧力 (速度圧、風力係数を決めた)、地震力に対して安全基準明確化。
	令 42 条 (土台)	土台は一体の鉄筋コンクリート又は、無筋コンクリート造布基礎に緊結
	令 46 条 (構造耐力上必要な軸組等)	風圧力についても必要壁量を設定
	令 77 条 (柱の構造)	帯筋の径 6mm 以上、間隔 15cm 以下 (梁の上下 10cm) に強化
昭和 53 年	令 39 条 (屋根ふき材等の緊結)	高さ 31m 超建築物に加え、3 階建以上にも基準を設けた。 Fix に硬化性シーリング材の使用を禁止 (昭和 53 年 10 月建設第 1622 号)
昭和 56 年	令 42 条 (土台)⇒(土台及び基礎)	軟弱地盤区域は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結
	令 46 条 (構造耐力上必要な軸組等)	軸組の倍率の低減 (壁量の強化)、3 階建必要壁量設置、風圧力必要壁量強化
	令 61 条 (組積造のへい)	組積造のへい高さを、2m から 1.2m 以下に強化
	令 62 条の 8 (補強コンクリートブロック造のへい)	補強コンクリートブロック造のへい高さを、3m から 2.2m 以下に強化
	令 67 条 (接合)	溶接又はリベット接合に高力ボルト接合が追加
	令 77 条 (柱の構造)	帯筋比 0.2% 以上の規定を新設
	令 78 条の 2 (耐力壁)	耐力壁、壁式の配筋方法を規定
	令 81 条の 2 (超高層建築物の特例)	高さが 60m 超える建築物の構造計算規定
	令 82 条の 2 (層間変形角)	木造建築物等以外の建築物 (特定建築物) は層間変形角を確認すること
	令 82 条の 3 (剛性率、偏心率等)	木造建築物等以外の建築物 (特定建築物) で 31m 以下は剛性率、偏心率等を確認すること
令 82 条の 4 (保有水平耐力)	木造建築物等以外の建築物 (特定建築物) で 31m 超は保有水平耐力を確認すること	
平成 12 年	令 38 条 (基礎)	具体的な構造形式を明確化、H12 建設第 1347 号
	令 39 条⇒令 82 条の 5 (屋根ふき材等の構造方法)	令 39 条に仕様規定、令 82 条の 5 (新設) 風圧力による検証構造方法を定めた、H12 建設第 1458 号 (屋根ふき材等の構造方法を新設)
	令 42 条 (土台及び基礎)	基礎の構造形式の基準を令 38 条 H12 建設第 1347 号に移動
	令 46 条 (構造耐力上必要な軸組等)	耐力壁の配置方法に関する技術基準を明確化 H12 建設第 1351 号 (小屋裏物置面積)、H12 建設第 1352 号 (1/4 分割バランス)、S56 建設第 1100 号 (軸組の倍率)
	令 47 条 (構造耐力上主要な部分である継手、仕口)	継手・仕口の形状、接合部材の種類等の技術基準を明確化 H12 建設第 1460 号
	令 66 条 (柱の脚部は、基礎にフカボルトで緊結。)	露出・根巻・埋込形式柱脚の仕様を明確化 H12 建設第 1456 号
	令 67 条 (鋼材の接合)	鋼材の溶接等の接合部の技術基準を明確化 H12 建設第 1464 号
	令 73 条 (鉄筋の継手・定着)	鉄筋の継手のガス圧接の構造方法を明確化 H12 建設第 1463 号
	令 81 条 (適用)	限界耐力計算を追加
	令 81 条の 2 (超高層建築物の特例)	超高層建築物の構造計算明確化 H12 建設第 1461 号 (時刻歴応答解析)
	令 82 条 (許容応力度等計算)	H12 建設第 1459 号 (建築物の使用上支障が起きない確認方法)
	令 82 条の 6 (限界耐力計算)	限界耐力計算の手法の位置付 H12 建設第 1457 号
	令 86 条 (積習荷重)	計算方法の改正 H12 建設第 1455 号 (多雪区域指定)
	令 87 条 (風圧力)	計算方法の改正 H12 建設第 1454 号 (E、V <sub>0</sub> 、風力係数の数値)
	令 89 条・令 95 条 (木材)、令 90 条・令 96 条 (鋼材等)、 令 91 条・令 97 条 (コンクリート)、令 92 条・令 98 条 (溶接)	許容応力度及び材料強度の見直し H12 建設第 1452 号、H12 建設第 1451 号、H12 建設第 1450 号
平成 15 年	令 67 条 (鋼材の接合) 令 68 条 (高力ボルト、ボルト及びリベット)	ボルト接合の構造計算の基準を明確化 H15 国土第 995 号
平成 19 年	告示第 592 号 (構造計算の方法)	応力解析や保有水平耐力の解析方法を明確化
	告示第 593 号 (鉄骨造において設計ルート 1-2 の計算)	鉄骨造ルート 1-1 : (地階を除く階数 3 以下、高さ 13m 以下、軒高 9m 以下、スパン 6m 以下、延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以内)、接合部が保有耐力接合、標準せん断力を 0.3 以上、冷間成形角形鋼管の設計法 鉄骨造ルート 1-2 : (地階を除く階数 2 以下、スパン 12m 以下、延べ床面積 500 m <sup>2</sup> 以内 (平屋建ては 3,000 m <sup>2</sup> 以内)、接合部が保有耐力接合、標準せん断力を 0.3 以上、冷間成形角形鋼管の設計法
	告示第 594 号 (保有水平耐力計算及び許容応力度等計算)	開口付き耐力壁の条件 (開口周比、せん断剛性低減率、せん断耐力低減率の規定) 耐力壁を有する剛筋架構に作用する応力の割増し 架構の不静定次数が低い建築物に作用する応力の割増し 水平震度、鉛直震度による突出部分に作用する応力の割増し 層間変位の計算方法 保有水平耐力の基本事項 (崩壊メカニズムの確認、荷重分布の取り扱い) 冷間成形角形鋼管 (ルート 3) に関する取り扱い 鉄筋コンクリート造 (ルート 3) における靱性の確保 塔状比が 4 を超える建築物に関する規定

※不適格条文となる改正内容につきましては、建設当時の基準をお調べください。

## 令 137 条の 2

## 一号（面積に関係なし）

## イ（一体増築）

- 建物全体が第 8 節の規定に適合すること。
- 増築部分が第 1 節から第 7 節の 2 までに適合すること。
- 既存部分が耐久性等関係規定に適合すること。

## ロ（EXPJ 増築）

- 増築部分が第 3 章全ての規定に適合すること。
- 既存部分が耐久性等関係規定に適合し、  
地震に対しては、規模により法第 20 条 1 項二号～四号に規定する構造計算、  
又は平成 18 年告示 185 号（耐震診断又は昭和 56 年以降）で安全を確認すること、  
地震時を除き、令 82 条一号～三号（地震を除く）の計算により安全であることを確認する。

## 二号（面積が 1/2 を超えない）

## イ（ロ以外の建築物）

- 全ての場合に耐久性等関係規定に適合し、増築部分は第 3 章（第 8 節を除く）に適合すること。
- 一体増築の場合は、  
建物全体が、規模により法第 20 条 1 項二号～四号に規定する構造計算により安全であることを確認する。  
木造建築物（法 20 条 1 項四号のうち木造のもの）については、別の規定がある。
- EXPJ 増築の場合は、  
一体増築の場合による外、既存部分については、地震に対しては平成 18 年告示 185 号（耐震診断又は昭和 56 年以降）で安全を確認すること、地震時を除き、令 82 条一号～三号（地震を除く）の計算により安全であることを確認することができる。

## ロ（法 20 条 1 項四号建築物）

- 全ての場合に、第 1 節から第 7 節の 2 まで（令 36 条及び令 38 条 2 項から 4 項までを除く。）に適合すること。かつ、基礎の補強について適合すること。

ハ（一号による）

三号（面積が  $1/20$  または  $50 \text{ m}^2$  を超えない）

イ（全ての建築物）

- 増築部分が第 3 章全ての規定に適合すること。
- 既存部分の構造耐力上の危険性が增大しないこと。

ロ（一号又は二号による）

（注）

- 章の記載がない場合は第 3 章とする。

## 基準時と増築について

既存建物は A と B で、平成 27 年に建物 C を増築します。

既存不適格を調べたところ、建物 A は既存不適格、建物 B は既存適格が分かりました。

その場合、基準時における延べ面積はどのようになるでしょうか。

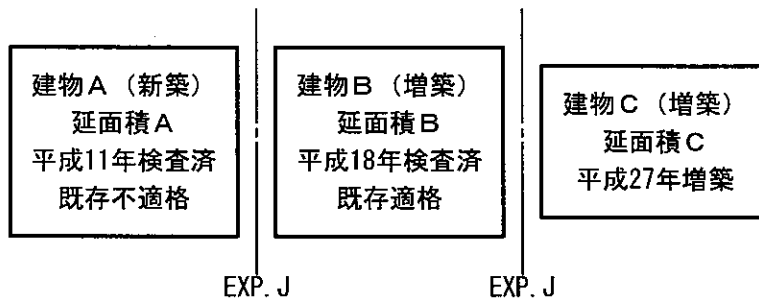
建物 A が平成 19 年の告示 594 号により既存不適格になったとします。その場合、平成 19 年には建物 A と建物 B があるので、基準時の延べ面積は (A+B) となり、増築に係る床面積は C になります。

建物 A が平成 12 年の告示 1459 号により既存不適格になったとします。その場合、平成 12 年には建物 A しかないので、基準時の延べ面積は A となり、増築に係る床面積は (B+C) になります。

このように、基準時は増築する床面積に影響するので、よく調べて間違いのないようにしましょう。

平成 12 年 使用上の支障（告示 1459 号）

平成 19 年 突出部の鉛直震度（告示 594 号）



## 既存不適格建築物の増築の進め方

### 基準時における延べ面積に対する増築の床面積の割合

1. 制限なし
2. 1 / 2 を超えない
3. 1 / 20 (50㎡) を超えない

### 既存部分と増築部分の接続の仕方

1. 一体増築
2. EXPJ増築

### 検討する内容

1. 一体増築の場合  
構造計算は全体で現行規定による  
仕様規定は異なる
2. EXPJ増築の場合  
増築部分の構造計算は現行規定による  
既存部分の構造計算は耐震診断（昭和56年以降）による  
仕様規定は異なる

## 関連法規

法3条2項

法86条の7

令36条の4

令137条 令137条の2

平17告示566号

平18告示184号

平18告示185号